

議案第50号

令和7年3月21日提出

提出者 松山市議会議員 大塚 啓 史  
岡 雄 也  
田 中 エリナ  
門 田 寛 子  
河 本 英 樹  
矢 野 尚 良  
大 木 健太郎  
白 石 勇 二  
長 野 昌 子  
吉 富 健 一  
若 江 進  
寺 井 克 之

松山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

松山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

松山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「。以下」を「。第31条第2項において」に改め、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第30条」を削り、同項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬，」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第19条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第49条において」を削る。

第28条第2項中「この章において」を削る。

第32条第2項中「この章及び第49条において」を削る。

第33条第3項中「この章において」を削る。

第39条第1項中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第49条において」を削る。

第40条第3項中「この章において」を削る。

第49条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第54条から第56条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第54条から第56条までの改正規定及び次項の規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び刑法の改正に伴い、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。